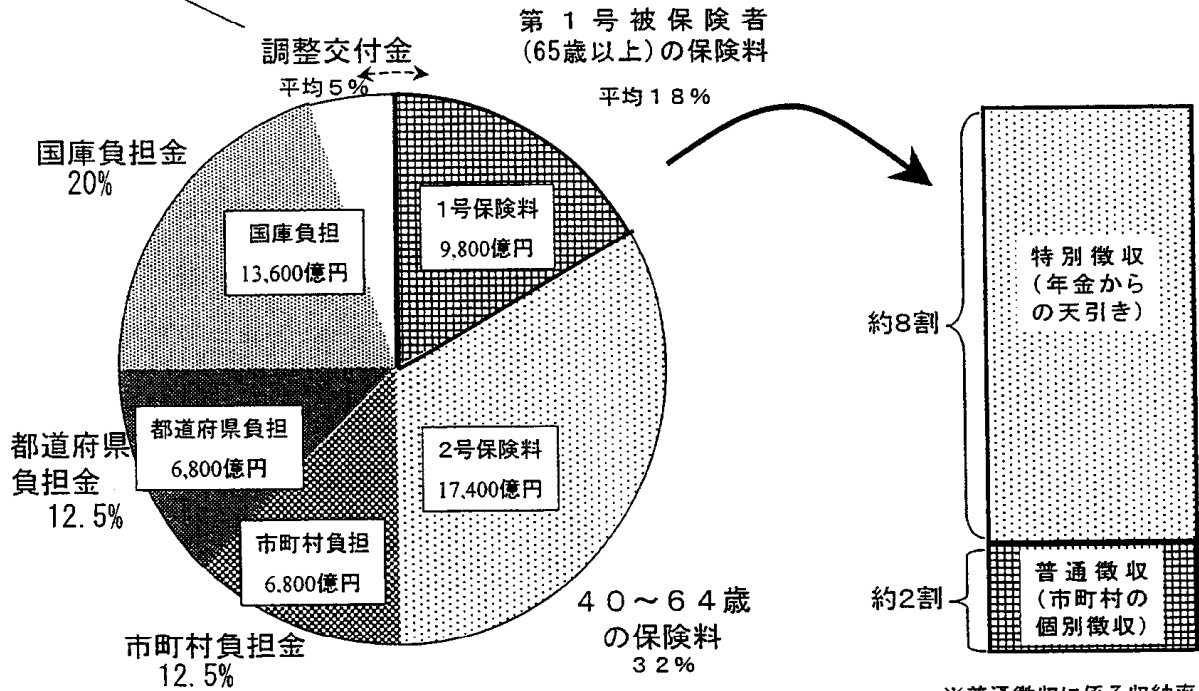


介護保険財政の全体概要

75歳以上の方の割合や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減



※普通徴収に係る収納率:約92% (平成14年度)

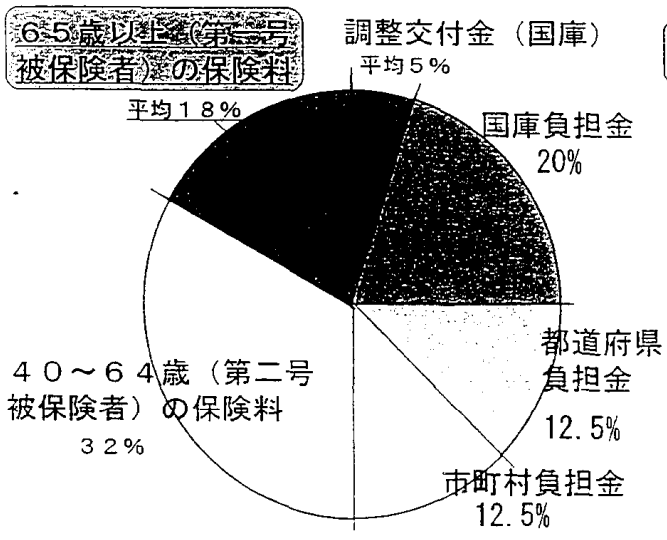
- ※1 金額は平成16年度予算ベース
- ※2 第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率に基づいて両者の負担割合を設定
- ※3 調整交付金の交付割合により、各市町村における第1号被保険者の負担割合も変動する (=23%-調整交付金交付割合)

安定的財政運営のための仕組み

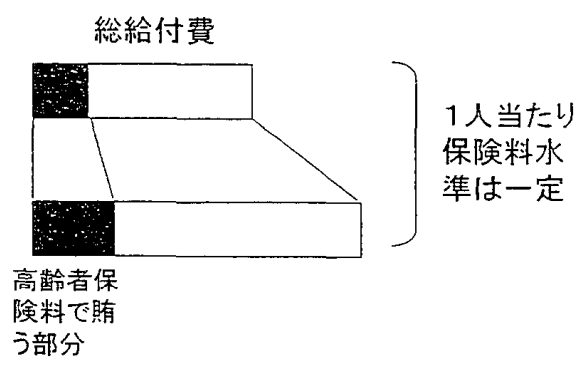
高齢化への対応

① 高齢者自身が負担する仕組み

- 介護給付に必要な費用の一定割合を高齢者自身が負担
- 高齢者の増加は、給付を増加させると同時に、担い手を増加させるため、高齢者1人当たりの負担水準（＝保険料水準）には影響しない。

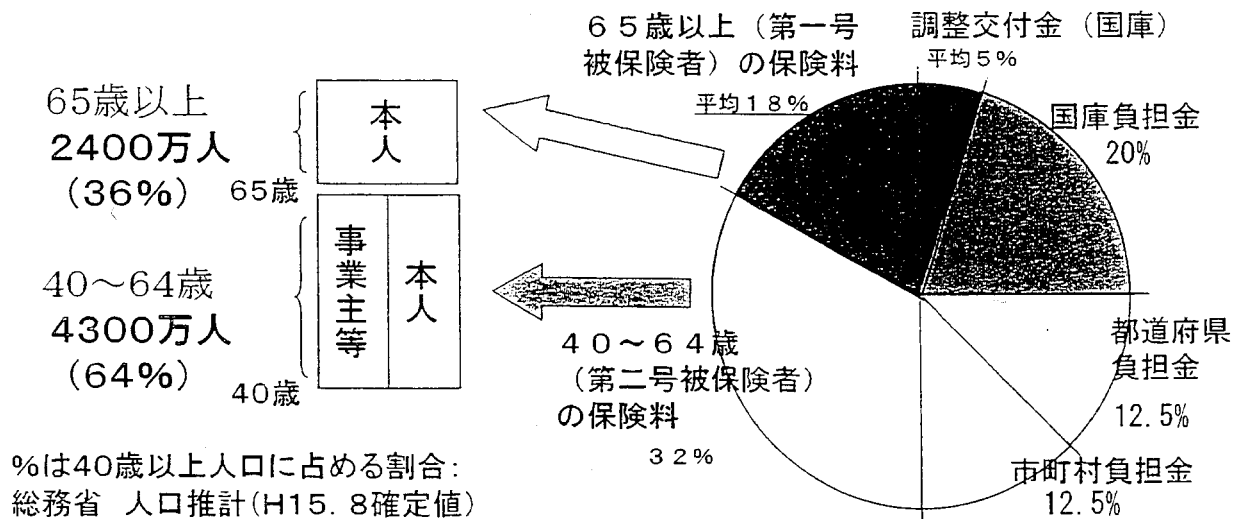


高齢者の増加の影響



②高齡化の進展に応じた安定化装置

- 介護給付に必要な費用の50%は、高齢者（65歳以上）と若年者（40～64歳）の保険料で賄っているが、その負担割合は人口比に基づき決定。
- 高齢化が進展すると、それに応じて高齢者の負担割合が高まり、全国平均の保険料水準が、高齢者と若年者で同一水準となる仕組み。



③地域間の高齡化及び所得格差への対応

- 高齢化率自体は保険料水準には影響しないが、①高齢者に占める後期高齢者（75歳以上）の割合、②高齢者の所得格差、の地域間格差については、「調整交付金」により調整。

【調整交付金の仕組み】

- 後期高齢者割合と所得分布の地域間格差を調整

						後期高齢者割合 → 要介護認定者 → 給付費		
給 付	{	高い	→	多い	→	全国平均より多い		
		低い	→	少ない	→	全国平均より少ない		
						所得分布 → 保険料所得段階 → 保険料基準額		
負 担	{	低所得多い	→	1・2段階多い	→	全国平均より高い		
		高所得多い	→	4・5段階	→	全国平均より低い		

保険料徴収に関する対応

① 中期的財政運営（3年）

- 市町村は、5年を1期とする介護保険事業計画を策定し3年ごとに見直し。
- 保険料は3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定される（3年度を通じた同一の保険料：中期的財政運営）
- 事業計画における見込みを上回る給付により、1号保険料の収納不足等が生じた場合には、都道府県に設置された「財政安定化基金」により、所要額を貸し付け、次期事業運営期間において償還する仕組み。

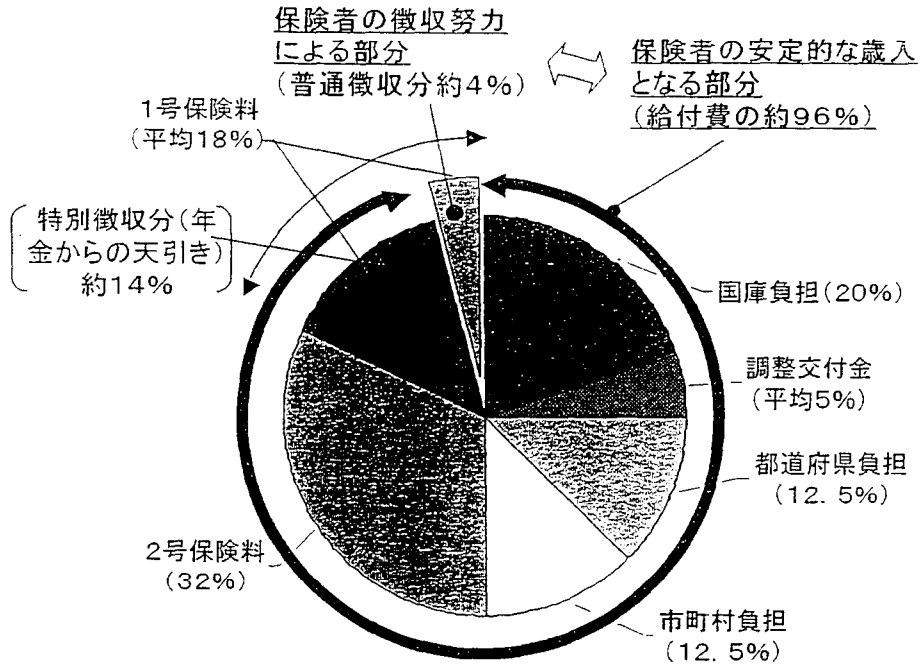
② 所得に応じた段階別保険料の設定

- 高齢者（第1号被保険者）の保険料は、各市町村ごとの所得段階別の定額保険料とし、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしている。

段階	対象者	保険料	(参考) 対象者見込数
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	約2%
第2段階	市町村民税世帯非課税	基準額×0.75	約34%
第3段階	市町村民税本人非課税	基準額×1	約39%
第4段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が200万円未満）	基準額×1.25	約13%
第5段階	市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が200万円以上）	基準額×1.5	約12%

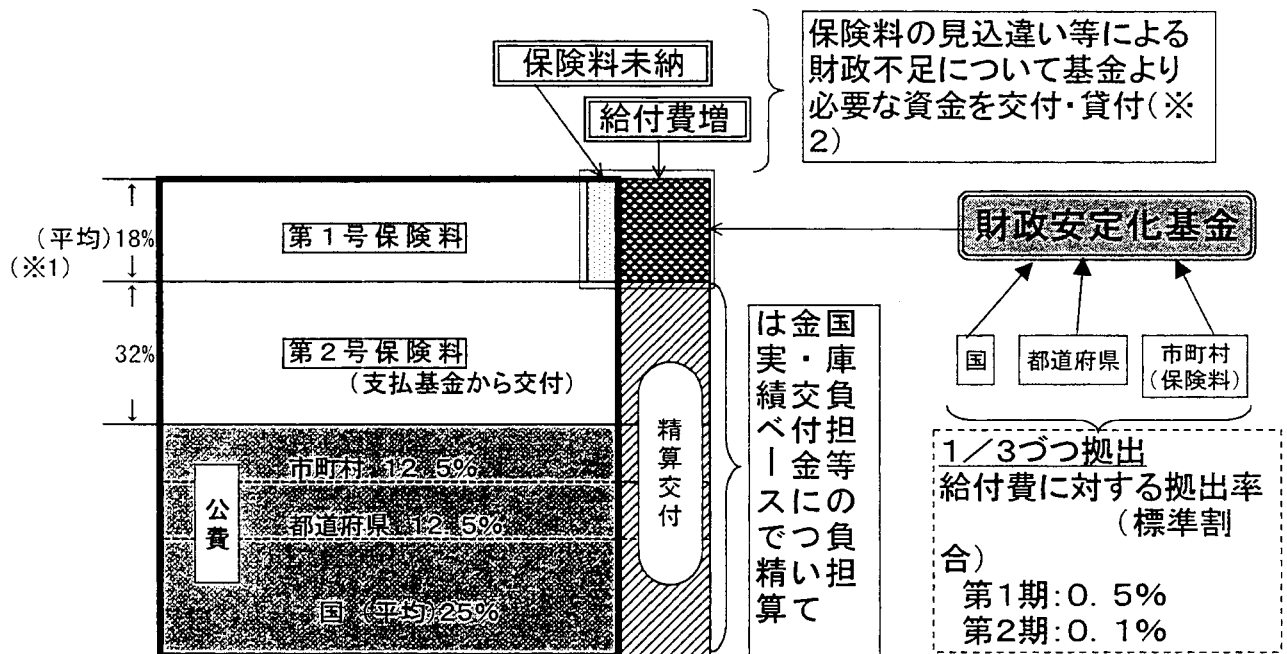
③年金からの特別徴収（天引き）

- 給付費の約8割が実績に応じて交付（精算交付）される仕組みとなっており、さらに、年金からの特別徴収制度（天引き）により、保険者自らが徴収する部分は、給付費全体の1割未満となっている。



財政安定化基金の仕組み

- 事業計画における見込を上回る給付により1号保険料の収納不足等が生じた場合には都道府県に設置された財政安定化基金により所要額を貸し付け、次期事業運営期間において償還する仕組み



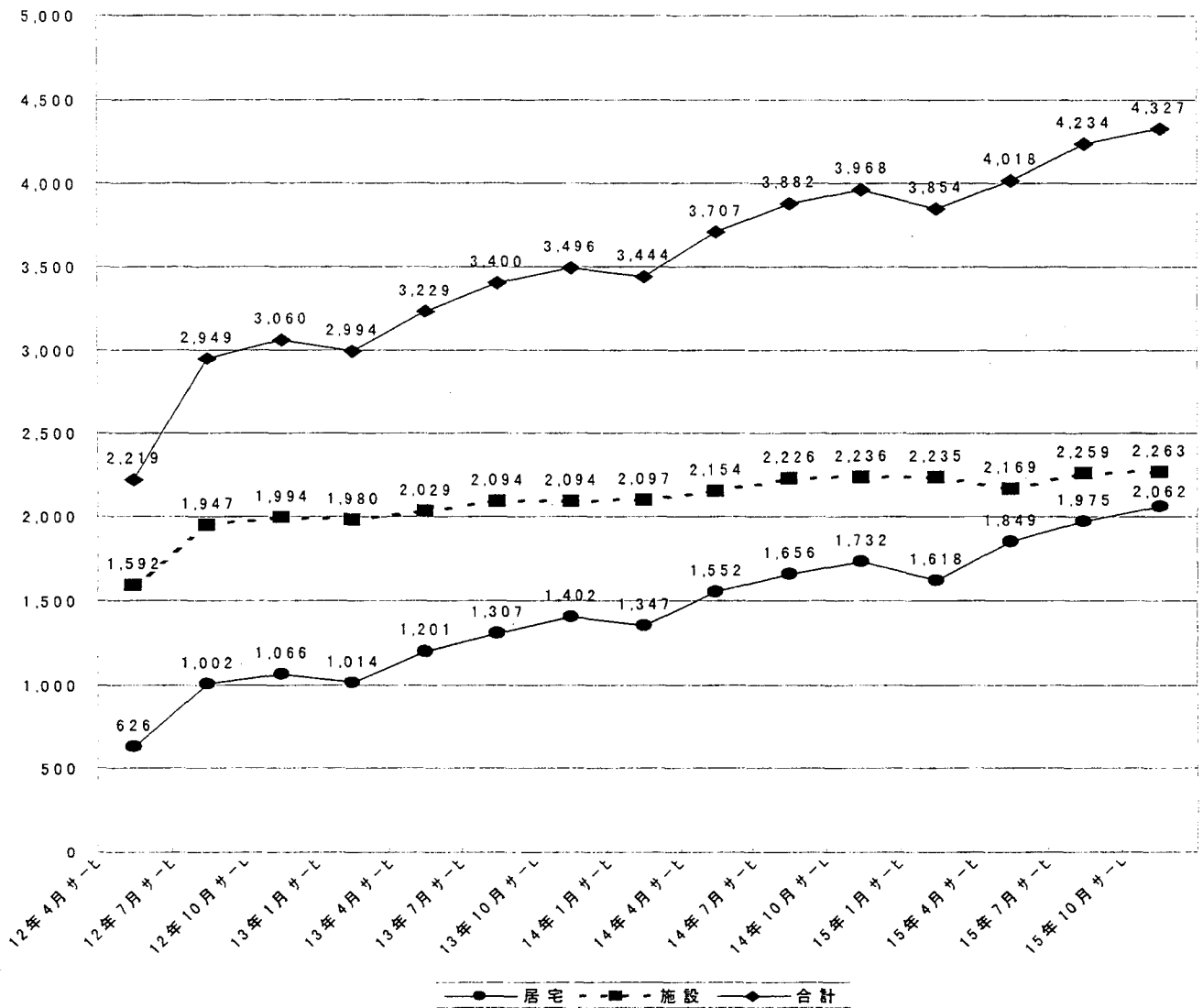
- ※1 調整交付金の交付割合によって、各市町村における第1号被保険者の負担割合も変動する。
 ※2 財政安定化基金からの借入については、第1期における借入にかかる特例措置として、通常3年の償還期限を6年ないしは9年に延長することも認める措置をとっている。

保険給付費の推移

- 保険給付額は年々増加しているが、平成13年度及び14年度は15%程度であったものが、平成15年度に入ってから、9%程度の伸びとなっている。
- ただし、15年度は報酬改定(全体で▲2.3%)の影響があることを考慮すると、依然として年率10%程度の伸びが続いている状況であり、特に在宅サービスについては直近で年率20%程度の伸びを示している。

保険給付額の推移

(単位:億円)



(出典:介護保険事業状況報告)

注1) 上記グラフの保険給付額は1月あたり30.4日(月によって日数が違うため)として調整を行っている。

注2) 各年度の4月サービス、7月サービス、10月サービス及び1月サービスについては、各年の介護保険事業状況報告(月報)の6月分、9月分、12月分及び3月分の数値である。

【保険給付額の状況（全体）】

（単位：億円）

	4月サービス	7月サービス	10月サービス	1月サービス	1か月平均
12年度	2,190	3,007	3,120	3,053	2,936
13年度	3,187	3,467	3,565	3,512	3,407
前年 同月比	—	<u>15.3%</u>	<u>14.3%</u>	<u>15.0%</u>	16.0%
14年度	3,658	3,959	4,046	3,930	3,855
前年 同月比	<u>14.8%</u>	<u>14.2%</u>	<u>13.5%</u>	<u>11.9%</u>	13.1%
15年度	3,965	4,318	4,412		4,218
前年 同月比	<u>8.4%</u>	<u>9.1%</u>	<u>9.0%</u>		9.3%

（介護保険事業状況報告より）

- 注1) 各年度の4月サービス、7月サービス、10月サービス及び1月サービスについては、各年の介護保険事業状況報告（月報）の6月分、9月分、12月分及び3月分の数値である。
- 注2) 12年度、13年度及び14年度の1か月平均は、各年度の介護保険事業状況報告（年報）の数値を各年度の月数（12年度は11か月、13年度と14年度は12か月）で除した数値である。
- 注3) 15年度の1か月平均は、介護保険事業状況報告（月報）の15年3月サービス分（15年5月分）から15年12月サービス分（16年2月分）の10か月平均の数値である。
- 注4) 15年度の1か月平均の対前年比は、14年度の3月サービス分から12月サービス分までの1か月平均との比較である。

【保険給付額の状況（居宅・施設サービス別）】

○ 1か月平均の推移

（単位：億円）

	12年度	13年度 (12年度)	14年度 (13年度)	15年 4月～12月 (14年 4月～12月)											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
サービス 合計	2,936	3,407	3,855	4,231	3,965	4,180	4,108	4,318	4,258	4,246	4,412	4,201	4,391		
		(2,936)	(3,407)	(3,882)	(3,658)	(3,809)	(3,737)	(3,959)	(3,934)	(3,862)	(4,046)	(3,936)	(3,999)		
対前年比		16.1%	13.1%	9.0%	8.4%	9.7%	9.9%	9.1%	8.2%	9.9%	9.0%	6.7%	9.8%		
居宅 サービス	996	1,327	1,641	1,978	1,825	1,924	1,922	2,014	1,960	2,012	2,103	1,978	2,068		
		(996)	(1,327)	(1,655)	(1,532)	(1,592)	(1,580)	(1,689)	(1,662)	(1,653)	(1,766)	(1,719)	(1,704)		
対前年比		33.3%	23.6%	19.5%	19.1%	20.9%	21.6%	19.2%	17.9%	21.7%	19.1%	15.1%	21.4%		
施設 サービス	1,940	2,080	2,214	2,252	2,140	2,256	2,186	2,304	2,298	2,234	2,308	2,223	2,323		
		(1,940)	(2,080)	(2,227)	(2,126)	(2,217)	(2,158)	(2,270)	(2,272)	(2,209)	(2,280)	(2,217)	(2,296)		
対前年比		7.2%	6.5%	1.1%	0.7%	1.8%	1.3%	1.5%	1.1%	1.1%	1.2%	0.3%	1.2%		

注1) 保険給付額は、利用者負担を除いた給付費ベースの数値である。

注2) 各区分において、表の上段が当年度、下段が前年度の数値となっている。

注3) 12年度、13年度及び14年度は、年報(3月→2月サービスベース)の数値を各月数で除した値を使用している。

注4) 15年度は、各サービス提供月の数値(月報値)を使用している。

（出典：介護保険事業状況報告）

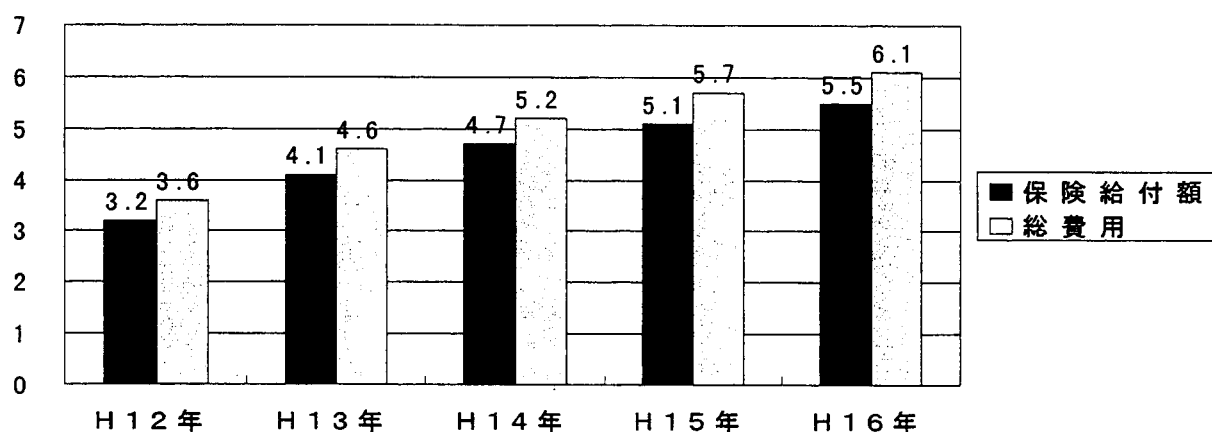
介護保険財政に係る予算

1. 介護保険の総費用及び給付費の推移

	平成12年度 (実績)	平成13年度 (実績)	平成14年度 (実績)	平成15年度 (補正後)	平成16年度 (予算)
総費用	3.6兆円	4.6兆円	5.2兆円	5.7兆円	6.1兆円
給付費	3.2兆円	4.1兆円	4.7兆円	5.1兆円	5.5兆円

※ 平成12年度は11ヶ月分。

※ 平成15年度は補正後予算ベース。平成16年度は予算ベース。



(兆円)

2. 平成16年度予算における費用負担構造

第一号保険料 (平均18%)	9,813億円	} 保険負担 (50%) 27,258億円
第二号納付金 (当該年度分) (32%)	17,445億円	
国庫 (再掲)	4,087億円	
国 (20% 負担金)	10,903億円	} 公費負担 (50%) 27,258億円
国 (5% 調整交付金)	2,726億円	
都道府県 (12.5%)	6,814億円	
市町村 (12.5%)	6,814億円	
介護給付費	計 54,515億円	

※数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計において一致しない。

※第一号保険料は、平成16年度の給付費に充てられる額を計上。

※第二号納付金は、この他に精算分として491億円 (国庫負担 (再掲) 156億円) がある。